

梅花女子大学 研究活動に関するバイアウト制度実施規程

制定 2022年8月3日

(趣旨)

第1条 この規程は、本学におけるバイアウト制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「バイアウト制度」(以下「本制度」という。)とは、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和2年10月9日「競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」)に基づき、競争的研究費の直接経費から、本学の教員が行う業務のうち一部の代行に係る経費(以下「バイアウト経費」という。)の支出を可能とする仕組みをいう。

2 この規程において「対象研究費」とは、内閣府公表の競争的研究費制度一覧に掲載されており、かつ競争的資金等を配分している各府省及び独立行政法人等(以下「資金配分機関」という。)が、直接経費からのバイアウト経費の支出を認めている競争的研究費をいう。

3 この規程において「研究代表者等」とは、競争的研究費を獲得した研究代表者又はその研究分担者をいう。

(目的)

第3条 本制度は、バイアウト経費の支出により、競争的研究費による研究活動を行う教員が、当該研究活動に専念できる時間を確保し、もって研究の一層の進展と本学の研究力向上に寄与することを目的とする。

2 本制度を利用する研究代表者等は、本制度の利用によって当該研究活動に専念できる時間を確保し、かつ教育の質を担保するよう努めなければならない。

(申請者)

第4条 本制度の利用を申請することができる者は、対象研究費の研究代表者等とする。ただし、研究分担者については、資金配分機関が研究分担者のバイアウト経費の支出を認めている場合に限り、申請できるものとする。

(支出対象)

第5条 バイアウト経費の支出対象は、研究代表者等の教育活動等やこれに付随する業務等であって、次に掲げるものとする。

- (1) 教育活動等に付随する事務作業等
- (2) 授業を補佐するティーチング・アシスタント業務等

(3)第1号および第2号に係る謝金に関しては、稟議に基づき公的研究費の使用に関するルールを適用する。

(バイアウト経費の上限)

第6条 バイアウト経費の上限額は、各対象研究費に係る直接経費の20%又は資金配分機関が定める支出上限額のいずれか低い額とする。

(複数の対象研究費からの支出)

第7条 複数の研究費からバイアウト経費を支出する場合は、各対象研究費による経費分担の根拠を明確にしたうえで、各経費間で重複がないよう、適切な配分を行わなければならない。

(申請手続)

第8条 本制度の利用を希望する研究代表者等は、所定の申請書(様式第1号)を所属する学科等の長に提出し、学長の承認を得なければならない。

(実績の報告)

第9条 本制度を利用した研究代表者等は、各年度の末日までに、所定の実績報告書(様式第2号)を所属する学科等の長を経由して学長に提出しなければならない。

(事務)

第10条 この規程に基づく研究費の執行に係る事務は、公的研究費の使用に関するルールに則り、教育・研究支援センターにて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、部長会の議を経て、学長が行う。ただし、様式第1号、第2号の変更は教育・研究支援センターが行う。

附 則 1 この規程は、2022年 8月 3日から施行する。

2 この規程の改廃は、部長会の議を経て、学長が行うものとする。